

能代市週休2日制工事実施要綱（令和6年告示第124号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、本市が発注する週休2日 _____ を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し、能代市財務規則（平成18年能代市規則第44号）及び能代市建設工事入札制度実施要綱（平成18年能代市告示第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 _____</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ 対象期間中の全ての月又は対象期間内において、<u>土日に限定せず</u>4週8休以上の現場閉所（現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。）を行うこと<u>をいい、週休2日交替制を含むものとする</u>。ただし、対象期間中の全ての月で本文の現場閉所を行う場合において、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月があるときには、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上の現場閉所を行っているものとみなす。</p> <p>(2) 週休2日交替制 工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら、対象期間中の全ての _____ 月又は対象期間内において<u>4週8休以上の休日確保（休日率が28.5%以上の状態をいう。）</u>を行うことをいう。 _____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、本市が発注する週休2日 <u>（週休2日交替制を含む。）</u> を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し、能代市財務規則（平成18年能代市規則第44号）及び能代市建設工事入札制度実施要綱（平成18年能代市告示第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 <u>次のいずれかの要件を満たすことをいう。</u></p> <p><u>ア 対象期間中の全ての週において、現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うこと。ただし、受注者の責めによらず土曜日及び日曜日に現場閉所を行うことができない場合は、これに代わり指定する日に現場閉所を行うこと。</u></p> <p><u>イ 対象期間中の全ての月又は対象期間内において、 _____ 4週8休以上の現場閉所（現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。）を行うこと _____。</u>ただし、対象期間中の全ての月で本文の現場閉所を行う場合において、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月があるときには、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上の現場閉所を行っているものとみなす。</p> <p>(2) 週休2日交替制 工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら、対象期間中の全ての <u>週、</u> 月又は対象期間内において <u>休日率が28.5%以上となるよう休日確保</u>を行うことをいう。<u>ただし、対象期間中の全ての週において当該休日確保を行う場合における夜間工事については、週7回</u></p>

	の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得 していれば当該休日確保を達成しているも のとみなす。
--	--